



業務災害補償プラン


年目


企業防衛の
決定版！

件を**超える加入**をいただいています

- 

うつ病による自殺、過労死などによる
労災認定件数が増加
- 

1億円を超える
高額な賠償事例が発生
- 

平成26年 労働安全衛生法改正で
企業の安全配慮義務の厳格化
- 


短期間労働者、パート、アルバイト、派遣社員
非正規雇用労働者の増加


今や、新しい
労災リスクへの対策は、
経営者の
重要な責任
です！





多様化、複雑化の傾向にある「労災事故」から
会員企業も従業員もお守りします！


業務災害補償プランの特長

- 

全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料
一般加入と比べ約半額の水準
- 

労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 

政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能
政府労災保険への加入が必要です(使用者賠償責任保険は給付決定後の支払いになります)。
- 

契約は無記名式。短期間労働者やパート・アルバイトも包括補償
- 

保険料は売上高と業種で算出 保険料は全額損金算入可能

大好評

制度運営	日本商工会議所 https://hoken.jcci.or.jp/occupational-accident	お問い合わせ先	各地商工会議所
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		三井住友海上火災保険株式会社 (制度参入順)

中途加入は毎月受付しています。お申し込み月の翌月1日から補償開始されます。本内容は業務災害補償プランの概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL 092-441-2845 FAX 092-441-2810

【引受保険会社】

お見積り、ご加入手続きは「引受保険会社」にお問い合わせください。

商工会議所では、本プランのほかにも会員事業所従業員の福祉厚生充実を目的とした「生命共済制度」「特定退職金共済制度」など、各種共済制度を取扱っております。詳しくはお近くの商工会議所にお問い合わせください。

労働災害が発生し労働者が死傷すると、企業には次のような法的責任が発生します。

1 民事責任

2 行政責任

3 刑事責任

4 社会的責任

会社経営をサポートする業務災害補償プランは

現在の経済環境にマッチした制度内容で 高額化する労災事故の賠償額に対応します！

※業務災害補償プランは上記のうち、①民事責任、すなわち会員事業者が負う民事上の損害賠償責任に対して保険金をお支払いします。

高額判決（7事例）

昭和時代			
損害賠償金	事件名	年	原因
約7,595万円	T鍛工所事件	S52年	砥石破損
約7,336万円	N電電事件	S56年	潜水病
約7,087万円	H市水道局事件	S56年	煉瓦塀倒壊
約7,057万円	D開発事件	S56年	スケール落下
約7,000万円	K建設事件	S55年	転落
約5,483万円	H建設事件	S62年	じん肺
約5,235万円	K巧業事件	S59年	H鋼から落下

賠償金は高額化
労災による

平成時代			
損害賠償金	事件名	年	原因
約1億8,785万円	A鋼球製作所事件	H20年	過労死
約1億8,700万円	K産業事件	H22年	過労死
約1億6,524万円	S木工事件	H6年	原木落下
約1億3,500万円	K医大事件	H14年	過労死
約1億2,588万円	D広告事件	H8年	過労自殺
約1億1,111万円	Oソース事件	H12年	過労自殺
約1億700万円	O府立病院事件	H19年	過労死

ケガによる事故が高額賠償の上位

高額賠償判決の多くは過労が原因

※労働新聞社「安全スタッフ」抜粋

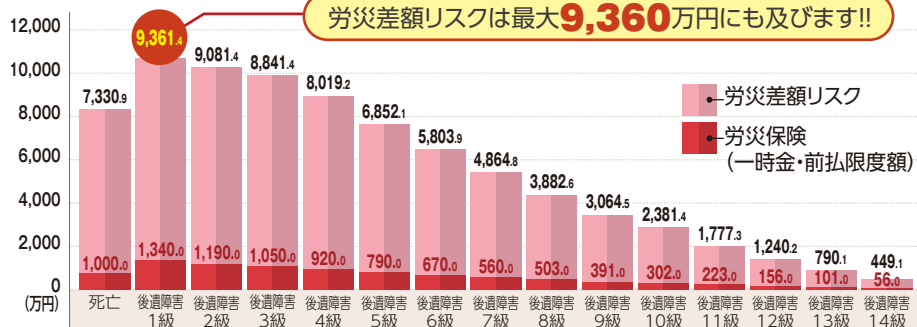
ケガによる事故は本人に過失ありの場合もありますが、**過労を原因とする事案は遺族の不満が高く、政府労災支給や上乘せ補償だけでは満足せず、労災訴訟に発展する**ケースがあります。

重篤な労災事故 必要な補償額はどれくらいご存知ですか？

損害賠償責任額と労災保険給付額^(※1)

項目	損害賠償責任額 (目安)	労災保険からの給付
逸失利益	6,600 万円程度	1,000 万円程度
葬儀代金	150 万円程度	60 万円程度
慰謝料	2,800 万円程度	なし

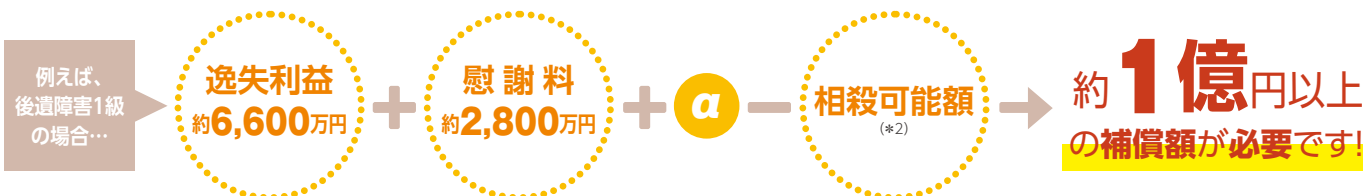
労災差額リスク^(※1)



(※1) 被災労働者の年齢35歳(被扶養者2名)年収500万円(給与360万円・賞与140万円)が死亡した場合または後遺障害1級に認定された場合



政府労災は、重篤な労災事故で給付されるのは年金給付であり、
① 就業していれば得られたはずの利益(逸失利益)
② 精神的苦痛に対する慰謝料等は補償されません。



(※2) 政府労災等から支払われる金額と過失相殺して控除される金額等